

(参考)

バイオレメディエーションに関する制度等の検討について

平成16年3月
環境管理局
水環境部

バイオレメディエーションについて、専門的な検討を行うため、中央環境審議会の下に、「バイオレメディエーション小委員会(仮称。以下、「バイレメ小委」という。)」を設置して検討を開始する(水環境部会及び土壌農薬部会の合同部会を設け、その下にバイレメ小委を設置。)

1. バイオレメディエーションを巡るこれまでの経緯

バイオレメディエーションとは、微生物等を用いて汚染物質を分解・無害化することによって、土壌、地下水等の環境修復を図る技術である。比較的 low cost で利用できる反面、周辺の生態系などへの影響評価を適切に実施する必要がある。

環境省(当時は環境庁)では、平成11年3月に、揮発性有機化合物による地下水汚染を微生物を利用して浄化する際の環境影響を防止するため、「微生物を用いた環境浄化の実施に伴う環境影響の防止のための指針」を策定し、都道府県への通知を行っている。

また経済産業省(当時は通商産業省)では、平成10年5月に「組換えDNA技術工業化指針」の改訂を行い、生物的環境修復等の開放系での利用への対応を規定している。

両省の指針の一本化への要望等を受けて、平成14年12月に策定された「バイオテクノロジー戦略大綱」において、バイオレメディエーション指針に関して、下記の通り記載された。

<基本行動計画>

- ・「バイオレメディエーションに係る安全指針について、一元化を含めてそのあり方を検討する」(経済産業省、環境省)

<詳細行動計画>

- ・非遺伝子組換え生物(微生物等)を用いたバイオレメディエーションについては、経済産業省、環境省に並列して安全に係る指針が存在しており、一本化を含めた適切な制度の検討を行う。[平成15年度着手](経済産業省、環境省)

環境省としては、バイオテクノロジー戦略大綱に基づいて、バイオレメディエーションに関する適切な制度の検討に着手する必要がある。

2．バイオレメディエーション指針の内容

平成16年2月より施行される「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」の一環として、「遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(告示)」(以下、「実施要領」という。)が制定され、組換え体利用のバイオレメディエーションについては、今後、本実施要領に基づき行われることとなっている。

この実施要領については、非組換え微生物を利用したバイオレメディエーションにおける環境影響の評価手法と共通した部分が多いと考えられるため、本実施要領の内容を考慮の上、バイオレメディエーション指針の内容等を検討する。

その際には、環境省と経済産業省に並立して存在する指針を一元化することを念頭に検討を行うこととし、産業構造審議会における審議と整合性を取るよう努めるものとする。

3．今後のスケジュール

4月までにバイオレメディエーション小委員会を設置し、年内に3～4回開催する。年内に検討結果をとりまとめて頂くことを考えている。